

杉並区児童福祉審議会条例施行規則を公布する。

令和8年10月26日

杉並区長

杉本聡子

杉並区規則第109号

杉並区児童福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区児童福祉審議会条例（令和8年杉並区条例第29号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 委員長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(会議録)

第3条 委員長は、杉並区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の会議ごとに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表するものとする。

- (1) 会議の日時、場所及び議題
- (2) 会議に出席した委員その他の者の氏名
- (3) 会議資料の名称
- (4) 会議の次第
- (5) 会議の結果
- (6) 会議に出席した者の主要な発言
- (7) その他委員長が必要と認める事項

2 前項の規定による会議録の公表は、杉並区のホームページへの掲載により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、非公開とした審議会の会議の会議録は、公表しない。

(部会長)

第4条 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査審議等の経過及び結果を審議会に報告する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会の委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、子ども家庭部管理課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。